

## 第6章 誘導施策

### 6.1 居住誘導施策

第4章で設定した居住誘導区域への移住・定住支援を促進するため、国の支援を受けて町が行う施策と、町が独自に講じる施策を組み合わせ、魅力的な居住環境の創出を図ります。

	施策の方針	具体的な施策
居住人口の誘導と住み替えの促進	良好な宅地の供給 (町独自の施策)	・御代田町宅地開発事業補助金制度
	既存ストックの有効利用 (町独自の施策)	・空家改修等補助金制度 ・空家バンクの活用（空家等登録促進事業補助金等） ・低未利用土地権利設定等促進計画の検討 ・立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）の検討
居住環境の向上	居住に適した住宅の供給 (町独自の施策)	・住宅断熱性能向上リフォーム補助金制度 ・木造住宅耐震診断 ・木造住宅耐震補強工事
	環境に適した設備の支援 (町独自の施策)	・御代田町新エネルギー導入奨励金 ・合併処理浄化槽設置整備事業補助金 ・記念樹贈呈事業
まちの住みやすさの向上	安全な道路の整備 (国の支援を受けて行う施策)	・道路整備・歩道敷設
	防災に係る制度の充実や周知 (町独自の施策)	・ハード・ソフト対策（第7章防災指針） ・ハザードマップ配布 ・御代田町雨水貯留施設設置補助金交付事業 ・開発等に伴う雨水の敷地内処理の指導
あつ旋	都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域外において3戸以上の住宅等を開発・建築しようとする場合には予め届出を義務づけ、届出の内容が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、居住誘導区域内での開発・建築をあつ旋する。	

## 6.2 都市機能誘導施策

第5章で設定した誘導施設の都市機能誘導区域内への誘導を促進するため、国等が直接行う施策、国の支援を受けて町が行う施策及び町が独自に講じる施策を組み合わせ、効果的な都市機能の集積を図ります。

	施策の方針	具体的な施策
民間事業者への支援	誘導施設に対する税制上の特例措置 (国等が直接行う施策)	・固定資産税・都市計画税の特例措置の検討
	地域振興に資する民間投資の支援 (町独自の施策)	・御代田町工場振興条例の規定による補助事業 ・御代田町中小企業振興資金あつ旋事業 ・御代田町商工業振興条例の規定による補助事業
公共施設の活用推進	公園の利活用 (町独自の施策)	・公園のリニューアル ・Park-PFI の活用検討
	文化施設を活用したコミュニティ形成 (町独自の施策)	・文化財収蔵庫建設 ・スポーツ施設及びトレーニング施設の建設 ・既存施設でのイベント開催支援
まちなかへのアクセス	まちなかへのアクセス性向上 (国の支援を受けて行う施策)	・居住地とまちなかをつなぐ道路整備
	まちなかの回遊性向上 (国の支援を受けて行う施策)	・駐車場整備・歩道敷設
あつ旋	都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域外において誘導施設を開発・建築しようとする場合には予め届出を義務づけ、届出の内容が都市機能誘導区域内における誘導施設等の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、誘導区域内での開発・建築をあつ旋する。	

### 6.3 公共交通に関する施策

本町における公共交通の利便性は低く、自動車による移動が主です。国の支援を受けて町が行う施策と、町が独自に講じる施策を組み合わせ、公共交通の利用の推進を図ります。

	施策の方針	具体的な施策
町内の移動手段	誰でもどこにでも移動できる公共交通の推進 (町独自の施策)	高齢者運転免許証自主返納促進事業 タクシー利用助成事業 公共交通の導入検討
鉄道・バス利用の推進	鉄道利用の促進 (国の支援を受けて行う施策)	駅前広場整備の検討 新駅舎建設の検討
	パーク&ライドの推進 (国の支援を受けて行う施策)	町営駐車場運営 駅西駐車場整備・駅周辺道路整備